

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場などを除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次休暇	1年につき20日(4月1日付与) 平均取得日数(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 12.2日
特別休暇	ボランティア、結婚、産前産後、忌引、夏季、子の看護、短期介護など

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業などをした職員数

区分	男性		女性	
	令和5年度新規	前年度継続	令和5年度新規	前年度継続
育児休業をした職員数	2人	0人	8人	16人
部分休業をした職員数	1人	1人	7人	6人
育児短時間勤務をした職員数	0人	0人	0人	0人

備考 部分休業とは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業を、育児短時間勤務とは同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいいます。

(2) 介護休業などをした職員数

区分	取得者数	要介護者				取得形式		
		配偶者	父母	子	その他	全日	時間	その他
介護休業をした職員数	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
介護時間をした職員数	2人	0人	1人	1人	0人			

備考 介護休業とは愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年愛西市条例第36号)第15条に規定する介護休業を、介護時間とは同条例第15条の2に規定する介護時間をいいます。

(3) その他の休業をした職員

自己啓発等休業、配偶者同行休業の制度はありません。

備考 自己啓発等休業とは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を、配偶者同行休業とは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいいます。

6 職員の分限および懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0回	0回		0回
	0人	0人		0人
心身の故障の場合	0回	0回	61回	61回
	0人	0人	16人	16人
職に必要な適格性を欠く場合	0回	0回		0回
	0人	0人		0人
廃職又は過員を生じた場合	0回	0回		0回
	0人	0人		0人
刑事事件に関し起訴された場合			0回	0回
			0人	0人

備考 上段の回数は、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上した数値です。

(2) 職員の懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告など
法令に違反した場合	0人	1人	0人	0人	1人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人	1人

7 職員のサービスの状況

営利企業などへの従事許可の状況

区分	件数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ねるもの	0件
② 自らの営利を目的とする私企業を営むもの	0件
③ ①および②を除き、報酬を得て事業または事務に従事するもの(消防団活動など)	35件
計	35件